

# 新居浜市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

新居浜市  
令和3年4月

# 新居浜市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画

## 1 新居浜市の現状及び課題

本市は、第六次新居浜市長期総合計画が掲げる将来都市像「－豊かな心で幸せつむぐ－人が輝く あかがねのまち にいはま」を達成するために、市民の方が満足できる行政サービスを持続的に提供できる自治体運営の基盤づくりを目標としている。

現在の市民を取り巻く社会経済環境の変化や、今後の社会のあり方を踏まえた、これからの時代において目指すべき本市の新しい将来像を描くとともに、目指す都市像を実現するためには、子どもからお年寄りまで、すべての世代が、地球環境に配慮しながら、活気のある魅力的なまちに、安心安全に暮らせることが求められる。そして、そのためにはまず、人口の減少や高齢人口の増加、商業活動の鈍化、公共交通機関の利用低迷、大雨による水害、土砂災害への対策や、子どもの安全な環境整備を重要な課題と捉え、各施策において、課題解決に向けた取組が必要である。

このような取組は今後、行政のみならず、教育機関や企業等、あらゆる主体と共同で取り組む必要があり、デジタル技術の進展が期待される中、様々なデータを集積・共有しながら、まちづくりを推進することが求められている。

## 2 新居浜市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画の目的

新居浜市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（以下、新居浜市DX推進計画という。）は、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和元年6月14日閣議決定）」を受けて、新居浜市内の官民データ活用の推進を図るとともに、国の施策と市の施策及び県の施策と市の施策の整合を担保することで、広域的なデータ流通の円滑な促進に寄与し、将来的な地域課題の自発的な解消や全国的な行政及び民間のサービス水準の向上に繋げ、住民の利便性向上に寄与するとともに、データの利活用を通じた地域経済の活性化に繋げる。

また、業務・システムの標準化やクラウド利用の推進により、必要経費の削減や職員の事務負担の軽減を図るとともに、新たなサービスの提供や更なる業務の効率化を通じ、本市が抱える諸課題の解消を図ることを目的とする。

## 3 新居浜市DX計画の位置付け

新居浜市DX計画は、第六次新居浜市長期総合計画（令和3年3月）に基づき、持続可能なまちづくりの推進「ICT（情報通信技術）の利活用と市民サービスの向上」について推進す

ることとされており、「行政機能の向上」、「情報セキュリティ対策の推進」等具体的な施策を定めるものとして位置付ける。また、官民データ活用推進基本法（平成28年12月）第9条3項に規定される「官民データ活用推進計画」策定、デジタル手続法（令和元年5月）に基づく行政手続きのオンライン化、総務省自治体DX推進計画（令和2年12月25日）を踏まえた総合的な戦略として位置付ける。

#### 4 新居浜市DX計画の推進基盤

##### (1) DX推進体制

新居浜市DX計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステム改修といった、情報関連の取組が必須となるが、それはあくまでも官民データ活用に伴う域内経済の活性化や業務効率の向上のための手段に過ぎない。一方、DX推進計画を推進するためには、企画、情報化推進等の管理部門と住民制度、健康・福祉、子育て等の実施部門との連携、協力が不可欠である。そのため、庁内に部署横断的な「新居浜市DX計画推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、必要な各種取組を加速・推進させていく。また、同プロジェクトチームにおいては、担当部署から各施策の報告を受けるとともに、各施策の進捗及び効果に関する評価・分析を行い、その結果を本市の行政運営に反映していく。

##### (2) 愛媛県・市町協働によるDX推進

DXを推進するためには、地域住民と最も身近な立場で課題解決に携わる愛媛県・各市町との協働が不可欠となる。愛媛県と20市町では、これまでも共通する地域課題について、「チーム愛媛」で解決に取り組んできた実績や経験を有しており、DXの推進に当たっても、これまでに蓄積してきた連携や協働のノウハウに加え、官民共創デジタルプラットフォームを効果的に活用することで更なる県・市町連携の深化を図り、地域で連携を行いDXの推進を行う。

#### 5 DX推進に関する施策の基本的な方針

DX推進に関する施策については、「手続における情報通信の技術の利用等に関する取組」、「官民データの容易な利用等に係る取組」、「個人番号カードの普及及び活用に係る取組」、「利用の機会等格差の是正に係る取組」及び「情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組」の5つの取組を柱とし、それぞれの柱に係る基本的な方針は次のとおりとする。

##### (1) 手続における情報通信の技術の利用等に係る取組

「すぐ使える」「簡単」「便利」な行政サービスを実現するため、従来の紙文化から脱却し、官民データ利活用に向けた行政手続等におけるオンライン化の原則、それに伴う情報システム改革・業務の見直し及び添付書類の省略を推進し、利用者中心の行政サービスを実現する。併

せて、行政手続等におけるオンライン化の原則を実現するため、住民や職員等の利用者側におけるオンライン化についても利用を促進する。

#### (2) 官民データの容易な利用等に係る取組

官民データを様々な主体が容易に活用できるようにするため、「オープンデータ基本指針（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。令和元年6月7日改定。）」等を踏まえて、本市が保有するデータのオープンデータ化を推進する。また、事業者等の利益や国の安全が害されないようにしつつ、公益事業分野の事業者が保有するデータのオープンデータ化を促す。

#### (3) 個人番号カードの普及及び活用に係る取組

「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）や骨太の方針等を踏まえ、マイナンバーカードを活用した消費活性化策や、今後、本格運用が開始される健康保険証としての利用等の取組を着実に進め、マイナンバーカードの普及・利活用を推進する。策定した交付円滑化計画に沿った施策を実施するとともに、行政サービスにおける個人番号カードの利用を推進することで、行政の事務負担の軽減及び住民の利便性向上を図る。

#### (4) 利用の機会等の格差の是正に係る取組

地理的な制約、年齢、身体的な条件その他の要因に基づく情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図るため、官民データ活用を通じたサービスの開発及び提供その他の必要な措置を講ずる。

#### (5) 情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組

行政サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図るため、総合的なデジタル化、業務の見直しや情報システムの改革を推進する。具体的には、情報システムについては、クラウド化などの共用化を促進することで、情報システムの運用経費削減、セキュリティ水準の向上、災害時における業務継続性の確保を図る。また、各種データの標準化（共通語彙基盤、文字情報基盤、地域情報プラットフォーム標準仕様、中間標準レイアウト仕様への準拠等）を図り、官民でのデータ流通を促進することで、民間の活力を活用した地域課題の解決に繋げる。

## 6 行政のDX施策

### (1) 自治体の情報システムの標準化・共通化

デジタル社会に対応したデジタル・ガバメントの実現は、単なる手続きオンライン化にとどまらず、行政サービスの手続きや申請の受付をはじめ、審査や決裁、書類の保存業務などの業務も含めた一連の業務を、デジタル処理に切り替えていくことが求められる。行政業務の自動化を通じて、利用者の利便性向上と職員の事務作業を軽減することが主要な目的であるが、自動化によって創出された時間や人材および財源を市民に寄り添う、より高品質できめ細やかなサービスの提供に充てられるメリットが生まれる。

自治体クラウドへの対応は、従来の業務プロセスの共通化・標準化や、複数団体が基幹システムを共同で利用することで、費用の削減や業務負担の軽減が図られ、業務の共通化や標準化を図ることを目的として推進してきた。共通のサービスである自治体クラウドは、セキュリティ水準の向上をはじめ、災害に強い基盤整備の観点からも対応が求められている。今後の基幹業務システムの標準化・共通化に対しては、令和7年度までに、国が整備を行うガバメントクラウド（Gov-Cloud）を活用し、標準準拠システムへの移行を進める。

### (2) マイナンバーカードの普及・利活用促進

マイナンバーカードが全国民に行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの普及を推進し、今後、本人確認手法として標準化されることが見込まれることから、スマートフォンやマイナンバーカードを活用した個人認証の環境整備を図る。また、オンライン化に向けた業務の見直しやシステム改革の推進に当たっては、マイナンバー制度による情報連携やマイナンバーカードの活用を前提に必要な取組を進める。

### (3) 行政手続オンライン化

行政手続のオンライン化に当たっては、情報システムに係る規格の整備及び互換性の確保等に係る取組と連動し、市全体として、情報システムの改革、制度や業務そのもの見直しを併せて実施する。また、一連の手続がオンラインで可能となるように、各手続における本人確認及び手数料納付のオンライン化、添付書類の省略の検討を行い、スマートフォンを利用して申請できるようにするなど、利用者の利便性向上に取り組む。

マイナポータルでは、自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（令和2年12月25日）に基づき、子育て、介護、被災者支援、その他の手続について、オンライン申請の標準化が進められる。子育て分野において、特に多くの申請が見込まれる「児童手当現況届」及び「保育所入所申請」については、基幹業務システムへの連携等による最適化を早期に実現する。

### (4) SNS等を活用したDX推進

行政情報の提供については、適切な時期に正確な情報を提供することが重要であり、各種 SNS などを通じて、できる限り多くの市民または情報によっては市民以外の者も含めた広範囲に提供することが求められる。

特に災害時など緊急時における適切な情報の発信及び収集に係る環境整備の向上は、市民の生命・財産を守る上においても早期の実現に向けて取組を進め、各種アプリやコンテンツの普及啓発を推進する。

#### (5) AI等ICT利活用による行政改革

自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画（令和2年12月25日）では、自治体の情報システムの標準化・共通化に重点的に取り組み、業務プロセスの見直しや、関連業務も含めたシステム最適化、行政手続きのオンライン化など、デジタル社会の構築に向けた取組を着実に進めて行くこととしている。

これまでの行政デジタル化に向けた取組として、死亡手続きに関する総合窓口となる「おくやみコーナー」の開設にあたり、死亡時の届出等についての業務プロセスの見直しを行い、総合窓口と関係各課との情報連携による死亡手続き業務の最適化を実施している。また、保育所入所選考業務へのAIを活用した業務プロセスの見直しによる選考作業時間の短縮に取り組んできた。今後も業務の棚卸によるデジタル技術の活用について検討を行い、優先すべき業務からDXの取組を推進し、行政サービスの最適化を実現する。

#### (6) デジタル人材の確保・育成

行政のDXを実現するためには、全ての職員がDXの重要性や価値、理念を理解し、デジタルリテラシーを向上させる必要がある。このため職員を対象としたDXに関する研修を、従来のオフラインによる集団研修だけでなく、オンライン等、様々な手法を用いて定期的に開催することで組織全体でのデジタル技術活用能力の向上を図る。

AI等のデジタル技術の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められる。距離や時間の壁をなくし生産性を高めるデジタルの活用は不可欠であり、全庁的なDX推進体制構築にあたり、外部人材の活用・職員の育成を推進する。本市では、スマートシティ官民連携プラットフォームのコンソーシアムとして、新居浜市スマートシティ推進協議会での取組や、地域おこし企業人等で、官民共創での取組を実施しており、高度デジタル人材の協力を得てDXを推進する。

#### (7) セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保

新居浜市DX計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「新居浜市情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保

護に関する法律」及び「新居浜市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ることとし、データ活用に係る地域住民の不安の払拭に努めることとする。

## 7 内部事務DX施策

### (1) テレワークの推進

テレワークを活用した柔軟な働き方の推進は、非常時における業務継続の観点に加え、育児、介護等のために時間制約がある職員、障害等のために日常生活・社会生活上の制約がある職員の能力発揮にも資するものであり、ワークライフバランスの観点からも重要である。ICTの利活用により、柔軟な働き方であるテレワークを推進することで、本市における地方創生・働き方改革を進め、地域課題解決・地域活性化の実現と、新たな価値創造を目指す。

また、国、愛媛県及び市内の関係団体と連携し、テレワークという働き方の定着をはかるとともに、モバイルワークの推進、サテライトオフィス等の整備を進め、テレワークの導入に取り組む市内企業等に対して導入支援を行う等、本市におけるテレワークの普及展開を推進する。

### (2) 電子決裁の推進

平成23年度4月に施行された「公文書等の管理に関する法律（通称：公文書管理法）」において、その目的に国民視点が加えられ、行政の意思決定に至る経緯・過程や、事務作業の実績を合理的に後付け検証することができるよう、公文書を適正に保存管理することが求められている。本市においても、適正な保存管理を進めてきたところであるが、文書のデジタル化・電子決裁を導入することにより、押印廃止やペーパーレス化を推進し、文書のより適正な管理と業務の効率化、情報公開に係る市民の利便性の向上を図る。また、職員管理業務についても、勤怠管理等においてデジタル技術を活用し、年休や時間外勤務について、利便性の高いスピーディーな申請・届出事務を実現し、職員の働き方改革に繋げていく。

### (3) 庁内業務のオンライン化

労働人口が大幅に減少していく中、多様な働き方を選択できる社会の実現を目指し、限られた労働力の中で効率的な働き方が必要である。オンライン会議は、感染症対策以外にも、出張経費の削減や、移動時間に対する時間の有効活用等、会議の効率化が可能である。また、タブレット端末を活用したペーパーレス会議を実現し、資料作成に携わる作業負担の軽減により、業務の生産性を向上し、迅速な意思決定を図る。庁内業務における連携を最適化するために、タブレット端末によるオンライン会議を活用した庁内のコミュニケーションの効率化を推進し、オンラインによる行政サービスへの適用について検討を行う。

## 8 スマートシティ実現の施策

人口減少・少子高齢化が進行し、地方自治体の財政も厳しさが増す中においても、ICT等の先端技術を活用しながら地域の抱える諸課題を解決し、住みたい・住み続けたいと思える、持続的発展が可能なまち「スマートシティ」の実現を目指している。

令和元年度には、スマートシティの実現に向けた取組を推進させるため、民間企業や教育機関等で組織する「新居浜地域スマートシティ推進協議会」を発足させた。また、様々な取組から得られるデータの利活用を行うため、データ利活用基盤を構築し、「防災情報システム」「地域ポイントシステム」を稼働させるとともに、データ連携を実施している。

### (1) 主な取組内容

#### ア 地域交通（持続可能なモビリティ体系の構築・交通インフラの最適化）

誰もが快適に移動できるモビリティ体系を構築し、複数のサービスをワンストップできる環境の実現を目指す。また、人流・交通量などのビッグデータやバス等の交通機関のセンシングデータを取得し、AIを活用したデータ解析により、交通インフラの最適化を図り、交通事故の防止や渋滞の緩和、また環境への配慮などを実現する。

さらに、地域ポイントサービスと連携し、公共交通機関を利用ごとに地域ポイントが付与される仕組みを検討・開発する。

公共交通の利用促進のため、バスロケーションシステムの社会実装を実現させる。

#### イ 安全安心なまちづくり（防災・見守り）

降水量、水位などの各種気象・防災データをプラットフォームに収集・蓄積し、データを利活用したダッシュボードによる可視化を行うと共に、取得したデータをもとにAIによる災害発生シミュレーション、危険地域予測判定など土砂災害警戒区域を中心に告知し、市民の安全を守る。

誰もが安心して生活できるよう、IoTを活用し、高齢者や子どもを対象とした見守りサービスを社会実装させる。

#### ウ 地域経済・産業・働き方

経済分野では、行政施策の参加促進と地域経済活性化を目指した、地域ポイントシステムを構築し、令和2年度より本格稼働をしており、民間による地域ポイントの社会実装を目指す。地域産業活性については、人口減少・少子化の課題を抱える本市として、移住・定住また働き方改革を含めた子育て支援への取組として、企業等のテレワークの推進や、ICT利活用支援による働き方改革の推進、AIを活用した雇用マッチング等の就職支援の構築を目指す。

産業分野では、企業のIT利活用の推進、機運醸成、企業間ネットワークの拡大、オープンイノベーションの促進を図るため、産学官金連携により、「新居浜市IoT推進ラボ」を

設置し、「企業のDX推進」、「DX・IT人材の育成」、「IT企業の誘致」の3つの観点でデジタル化に関する事業を総合的に実施する。

市、産業支援機関、学術機関や民間企業等の多様な組織や人材が連携することにより事業効果の拡大を図るとともに、交流の核、共創の場とすることで新たなイノベーションの創出を目指す。具体的な取組として、地域のコーディネータを中心に、企業のDX戦略の策定、IT投資計画の実行、その後のフォローアップを一元的に実施する。高専等との連携のほか、地域IT企業にも人材確保・教育の一環として、人材育成に参加する。IT企業の誘致促進に向け、ラボ活動の発信のほか、地域外のIT企業を誘致する事業を併せて実施する。

#### エ ヘルスケア

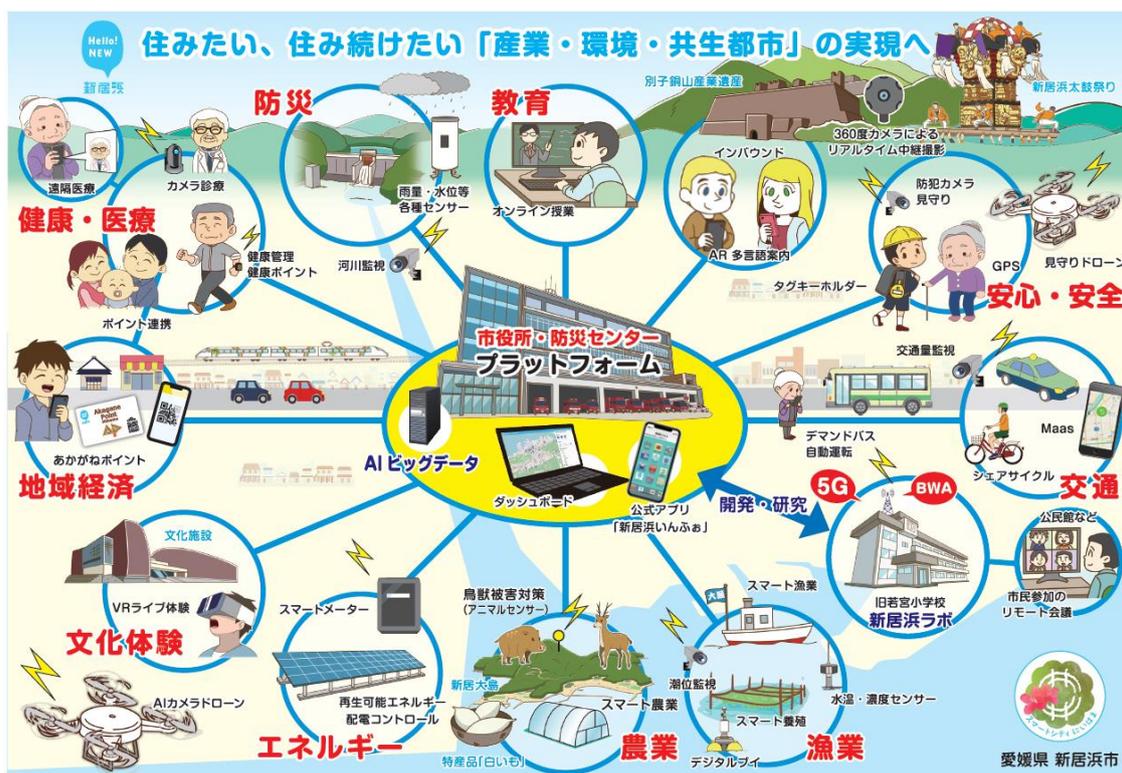
少子高齢化・長寿化となる現在、ヘルスケアとキャリアデザインを前提とした取組は、社会保障費の低減や雇用の創出に、人口減少の歯止めにも期待できると考える。

個人の健康に関する定期健診データとウェアラブル端末などによる日常データを蓄積し、予防医学の観点から分析し、データに基づく健康寿命の延伸を図る。令和2年度は、市民を対象にウェアラブル端末等を利用し、地域ポイントと連携した健康増進施策を実施しているが、さらに市の健康づくりに関する施策に地域ポイントシステムを連携など、複数事業と連携した場合の効果測定する。

#### オ その他（データ利活用、デジタル人材育成、他地域への展開等）

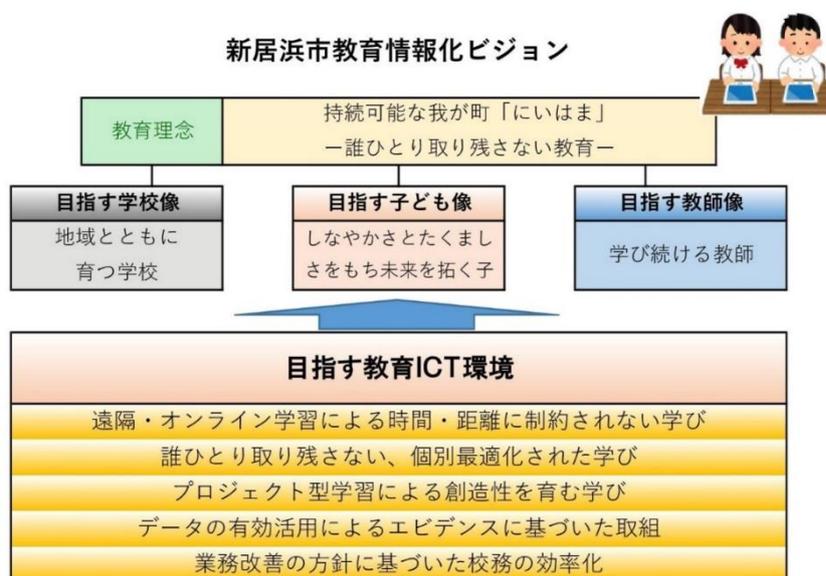
デジタル人材育成のためのワークショップやハッカソン、データ利活用のための、データプラットフォーム API 技術セミナーの開催などを開催する。

また、取組が持続的に社会実証されるためには、事業継続のための資金の確保も必要となることから、サービスの広域化、自治体間連携によるランニングコストの低減を図る。



## カ 教育のデジタル化

新居浜市の教育情報化ビジョンは、教育理念に「持続可能な我が町「にいほま」－誰ひとり取り残さない教育－」を掲げ、次の5つの教育 ICT 環境を目標としている。



### ■遠隔・オンライン学習による時間・距離に制約されない学び

教員の ICT 機器を活用するスキルの向上を図るとともに、ICT 機器を有効に活用できるネット環境を整えることで、他県の学校や海外との交流や、遠方の専門家をゲストティーチャーとして招くなどして学びの質を高める。また、感染症予防等の緊急時における「学びの保障」の観点から、タブレットにおける遠隔授業、家庭における学習が可能になる教育環境を醸成していく。

### ■誰ひとり取り残さない個別最適化された学び

文部科学省の GIGA スクール構想等によるタブレット端末一人一台環境の整備を活用し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子ども達一人一人に個別最適化され、資質や能力が育成できる教育 ICT 環境の実現を図る。また、不登校等で学校に通えない児童生徒に対する支援の一端として、タブレット端末の活用について検討を進めていく。

### ■プロジェクト型学習による創造性を育む学び

主体的な学びを促し、自ら問題や課題を発見し、個人またはグループでの協働学習を通して、課題を解決する能力を養うとともに、コミュニケーション能力、協調性、自分たちで計画し実行する能力を養う。

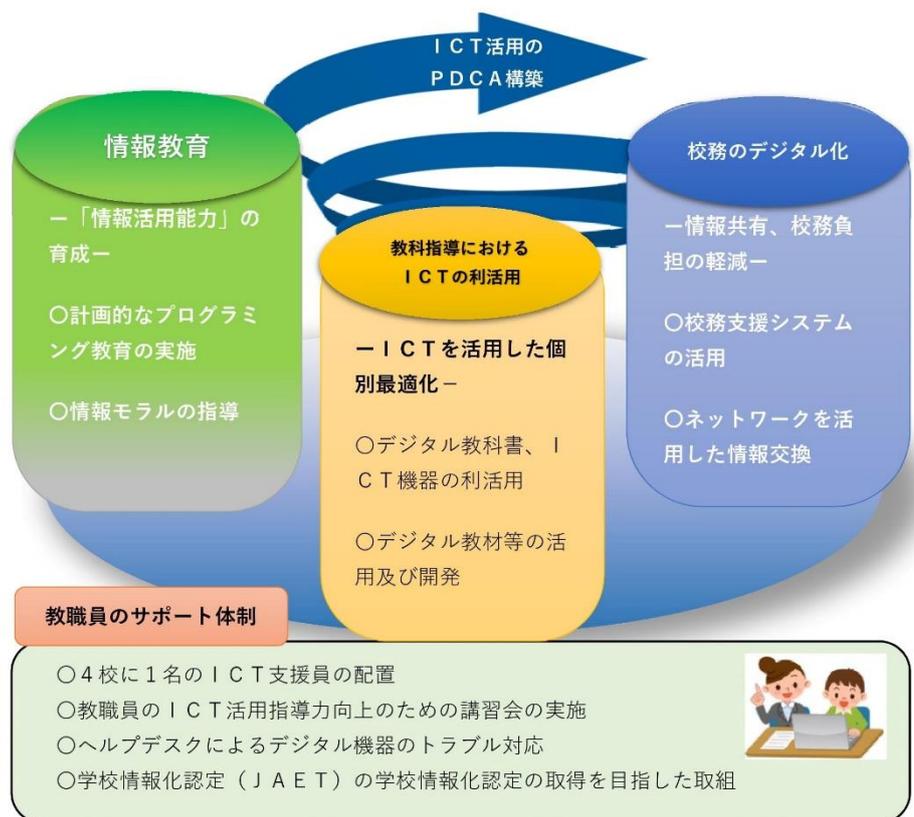
### ■データの有効活用によるエビデンスに基づいた取組

成績データや行動記録などの校務系データ、デジタル教材の活用履歴、デジタルドリル等の学習履歴などの学習系データを教育データとして蓄積・可視化し、学習データを利活用することに

より、誰一人取り残さない、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や授業改善を図る。

### ■業務改善の方針に基づいた校務の効率化

令和元年度に整備を進め、令和2年度から本格稼働を始めた統合型校務支援システムにより、児童生徒のデータの成績、行動記録、通知表、健康記録、指導要録等を一元管理することで、校務の効率化、教職員の業務改善につなげる。



### (2) スマートシティ実装に向けたロードマップ

データを活用した新規ビジネスの創出による地域課題の解決及び街の全体最適化を目的とし、三段階で計画を推進する。

#### 【ステップ1】

個々の課題解決に向けてアプリケーション・サービスを企画し、一部実装させると共に、データ連携を可能とする検証を行う。

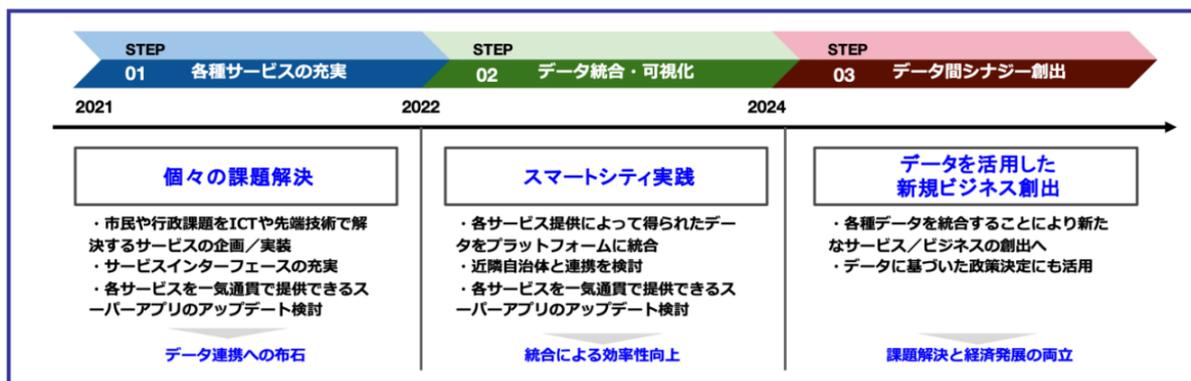
また、連携された各種データの利活用を可能とするプロセスを公開し、誰もがスマートシティ計画に参画でき、データを活用した新規ビジネスの創出を可能とする。

#### 【ステップ2】

ステップ1で実装されたアプリケーション・サービスを稼働させ、共通プラットフォームにデータ連携・蓄積を実現する。

### 【ステップ3】

ステップ2で共通プラットフォームに蓄積されたデータを誰もが利活用でき、新規アプリケーション・サービス及びビジネスの創出を可能とする。



### (3) データ利活用の方針

#### ア データプラットフォームの整備および活用方針

- ・データ（共通）プラットフォームは、F I W A R Eを採用し、高度なセキュリティを有するクラウドサービスを利用する。
- ・構築した共通プラットフォームにおいて、取得したデータを多様な主体が活用できる仕様（プロセス）を策定する。
- ・個人情報が含まれるデータを取得する際は、個人情報保護法に則り、本人の同意を得た上で取得することとする。また、取得した個人情報を含むデータは、パーソナルデータ化し特定可能な個人情報は公開しないこととする。
- ・パーソナルデータの公開及び活用は、協議会内及び関係する企業等と協議し適切に扱う。
- ・取得したデータを利活用した新たな価値を創出することを目的にデータの公開・利用方法を仕様化する。
- ・今後追加するアプリケーションやサービス及びそのプラットフォームとの連携が可能となる仕様を策定する。

#### イ 蓄積された一部データのオープン化

- ・ダッシュボードに公開及びダウンロードを可能とする。
- ・利用申請不要、利用規約に承認し利用する。

#### ウ オープンデータ API 利用促進

- ・データ利用のプロセスの策定・公開（利用承認までの手順作成）
- ・提供する機能・データ一覧を公開（オープンデータカタログサイト）
- ・商用・非商用の区分及び有償・無償の区分のルール化
- ・開発マニュアル・ガイドの公開
- ・連携技術に関する相談窓口の開設

・オープンデータ API 技術セミナーの開催

(4) 地域での協働に向けた取組

本市が取り組む各種事業は、汎用性のあるシステムを採用しているため、本市と同じ課題を持つ全国の自治体で導入が可能と考える。しかし、システムやアプリケーションを運用する事業者や人材確保が課題になることも考えられる。同じ課題を持つ自治体でも地域により事情が異なるため、システムの導入は容易でも、その後のサービス運用を検討する必要がある。また、各種事業に取り組む本市としては、共通プラットフォームを中心に近隣自治体等とのシステム及びサービスの共用を実現することができれば、住民サービスの拡大やデータ取得及びコスト負担に対して大きなメリットがあると考ええる。